

平成24年10月1日

条例がスタートしました

「宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例」が施行されました。

空き缶などのポイ捨て禁止



違反者は 2万円以下の過料



ペットのふん放置禁止



違反者は 2万円以下の過料



落書き禁止



公共の場所における喫煙の制限

歩きたばこや灰皿のない場所での喫煙はやめましょう



ポイ捨て・ふん害のない
ぶちきれいなまちへ



宇部市 環境政策課 環境保全対策係

0836-34-8249